

# あか牛

No.60



整備の進む熊本県畜産試験場

1988.7

社団法人日本あか牛登録協会

# ◎ 肉用牛統計

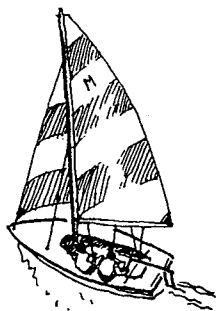
(昭和63.2.1現在 農林水産省統計情報部)

	飼養戸数	対62年比	飼養頭数	内 (肉用種)	内 (乳用種)	一戸当り 頭数	飼養頭数 対62年比
全 国	260,100	95.5	2,650,000	1,615,000	1,036,000	10.2	100.2
北 海 道	4,810	96.4	258,400	72,100	186,300	53.7	100.0
青 森	3,100	95.7	51,900	25,200	26,700	16.7	105.1
岩 手	27,700	97.5	149,200	107,500	41,700	5.4	101.8
宮 城	18,300	97.3	109,300	82,400	26,900	6.0	100.6
秋 田	7,010	95.5	51,350	46,200	5,150	7.3	102.1
山 形	5,430	93.6	61,600	44,000	17,600	11.3	94.5
福 島	16,600	97.6	100,200	71,400	28,800	6.0	101.1
茨 城	3,770	93.3	53,600	31,000	22,600	14.2	102.1
栃 木	4,550	95.2	102,600	40,400	62,200	22.5	102.2
群 馬	4,500	90.7	78,800	22,900	55,900	17.5	100.1
埼 玉	590	90.8	25,700	4,700	21,000	43.6	102.8
千 葉	1,080	96.4	44,860	6,760	38,100	41.5	116.8
東 京	140	93.3	4,010	600	3,410	28.6	99.5
神 奈 川	320	114.3	6,510	1,210	5,300	20.3	112.2
新 潟	1,980	89.6	27,400	13,200	14,200	13.8	95.1
富 山	180	100.0	7,870	1,750	6,120	43.7	101.7
石 川	300	93.8	5,370	1,960	3,410	17.9	106.8
福 井	140	100.0	5,810	2,340	3,470	41.5	99.8
山 梨	390	95.1	12,400	5,560	6,840	31.8	96.9
長 野	4,090	95.1	60,400	26,900	33,500	14.8	98.2
岐 阜	2,160	95.2	39,100	25,300	13,800	18.1	97.5
静 岡	980	96.1	39,080	7,680	31,400	39.9	101.5
愛 知	1,050	95.5	59,100	10,800	48,300	56.3	103.1
三 重	600	90.9	28,630	18,700	9,930	47.7	97.7
滋 賀	250	96.2	20,130	5,930	14,200	80.5	101.2
京 都	620	92.5	8,650	6,080	2,570	14.0	97.6
大 阪	120	85.7	5,630	3,950	1,680	46.9	105.4
兵 庫	6,930	94.5	60,500	41,600	18,900	8.7	99.7
奈 良	150	100.0	3,650	1,880	1,770	24.3	106.1
和 歌 山	270	93.1	8,670	2,680	5,990	32.1	96.2
鳥 取	3,310	89.9	27,000	15,500	11,500	8.2	97.5
島 根	9,820	96.3	44,220	34,900	9,320	4.5	99.1
岡 山	5,020	95.1	37,700	22,600	15,100	7.5	95.4
広 島	5,730	95.5	38,700	26,500	12,200	6.8	98.0
山 口	2,970	93.1	22,750	16,500	6,250	7.7	97.2
徳 島	1,940	85.1	34,730	9,730	25,000	17.9	101.0
香 川	2,050	91.1	30,800	16,500	14,300	15.0	98.7
愛 媛	1,600	89.9	30,000	11,100	18,900	18.8	98.7
高 知	1,520	94.4	10,820	8,590	2,230	7.1	100.2
福 岡	690	95.8	30,660	9,860	20,800	44.4	97.3
佐 賀	2,420	96.0	45,200	33,700	11,500	18.7	104.4
長 崎	12,200	91.7	81,300	67,700	13,600	6.7	96.8
熊 本	15,000	95.5	137,400	89,600	47,800	9.2	101.3
大 分	8,200	96.6	70,600	54,100	16,500	8.6	97.4
宮 崎	28,000	96.9	211,600	189,800	21,800	7.6	98.9
鹿 児 島	37,400	95.7	269,400	239,600	29,800	7.2	100.8
沖 縄	4,300	96.0	37,500	36,000	1,500	8.7	95.9

注：肉用種とは、乳用種を除くすべての肉用牛をいう。

# あ か 牛

(第60号)



1988・7

---

## 目 次

- 牛肉自由化交渉決着とあか牛生産の対応……………会長 續 省三…… 2
- 会 報…………… 4
- 家畜及び鶏の改良増殖目標について  
……………農林水産省畜産局家畜生産課 肉用牛係長 鈴木 稔……42
- 褐毛和種の繁殖実態調査……熊本県畜産試験場…緒方喜代子  
後藤 孝一・恒松 正明(現：畜産課)……48
- 支部だより(第11回対馬和牛共進会 体験発表会より)  
対馬支部 野口 弥市(現：長崎県畜産試験場)……53
- あか牛子牛市況……………56

# 牛肉自由化交渉決着と あか牛生産の対応

会 長 續 省 三

本年3月以降、懸案となっておりました牛肉及びかんきつについての日米の貿易交渉は、昭和63年6月20日、佐藤農林水産大臣とヤイター米国通商代表との間で合意が成立し、牛肉を自由化することで決着をみました。

農業団体、及び国会等において、自由化反対の決議があり、激しい反対運動の中で、自由化されることは誠に残念であります。

一連の交渉の様子は、新聞等で詳しく報道されてまいりましたが、最終的には輸入数量制限をめぐる厳しい国際世論、その他、わが国の置かれている国際的立場から、新たに国境措置や国内措置によって代替され得るぎりぎりの選択として事態の収容を図ったと大臣が説明されております。

合意の内容は、輸入枠の撤廃時期を1991年4月1日とし、つまり3年後に自由化することになります。

この3年間の移行期間に改善される措置としては、総輸入枠を1988年274千トンから毎年6万トンずつ増やすこと、ホテル枠についても1988年1万トンから毎年3千トンずつ増やすこと、畜産振興事業団の同時売買入札方式の比率を1988年30%から15%ずつ増やすことなどとなっております。

また、自由化後の国境措置として、通常関税現行25%から、1991年70%、1992年60%、1993年50%とし、1994年度以降は93年度水準より引き上げず、同水準をウルグアイラウンドの関税交渉のベースとするとしております。

さらに、急激に輸入量が増加した場合に、緊急調整措置を設け、また、既に自由化が決まっておりました牛肉調整品について、関税率を高めて一定の国境措置を設けたことなどは注目すべき点であります。

このような協議結果は、一応の国境措置があるとはいえ、極めて厳しい試練であり、大きな価格低下を招くおそれが大きいと考えられます。このため、生産の存立を守り、その体質強化を図る立場から、国内対策として、肉用子牛価格安定対策の拡充強化、肥育経営の安定対策、素畜費、飼料費の低減を主眼とする低コスト生産の推進等、国内肉用牛生産の振興合理化を推進する措置をとることを発表しております。

何れにしましても、我々肉用牛生産関係者としては、日本農業の基盤を守るために肉用牛生産の安定継続を図り、早急に対応策を講じなければなりません。

第1は、肉用牛の生産コストの引き下げであります。繁殖率の向上、放牧飼養の実施、休耕田活用による自給飼料生産、通年サイレージ給与等、立地条件に即した飼養管理面で実施に移すべき合理化の余地が多いと考えます。

第2は、輸入牛肉よりも良品質の牛肉の生産であります。これが消費者の高級化嗜好の傾向に即応した最大の対応策といえましょう。あか牛にとって、かねて努力しておりました肉質の改良と齊一化を急ぐ必要があります。

以上のような観点から、本協会が実施しております登録事業及び関連諸事業の重要性はますます高くなると考えます。本会としては、あか牛の持つ優れた特性を生かし、登録事業を通じて産肉性の優れた系統を選抜し、これを基礎に育種改良を推進することによって、今後予想される厳しい事態を乗り越え、肉用牛生産経営の安定向上に努めてまいりたいと考えますので、会員各位、関係団体、及び行政御当局の御協力を御願いたします。

# 会 報

## ○ 中央審査委員会

昭和63年1月28日、熊本市草葉町畜産会館において本年度2回目の中央審査委員会を開催した。当日は續会長、古賀委員長（九州大学）ほか各委員が出席し、下記の事項について審議が行われた。

（協議事項）

1. あか牛改良推進全国研究会について
2. 肉質改善基礎牛選抜規程について
3. 産肉能力検定法の改正について

（出席者）

古賀 脩、黒肥地一郎、岡本 悟、滝本勇治、入沢充穂、佐藤善英  
橋本健士、野口弥市、秦 定、浅田 駿、工藤益雄、城 光宣  
續 省三、今村 来、山部龍三、松川昭義、児玉一宏、川崎広通

## ○ あか牛改良推進全国研究会

昭和63年1月27日～30日までの4日間、熊本畜産流通センター及び東肥畜産農協を会場に「あか牛改良推進全国研究会」を開備した。

今回の研究会には、北海道、秋田、宮城、静岡、長崎の各県に地元熊本から約200名の関係者が参加し、実牛研究及び枝肉研究に熱心に取り組んだ。

研究会の初日は、畜産流通センターにおいて肉牛53頭を研究材料に、肉牛としての大きさ、仕上り状態の検討及び超音波診断装置による枝肉形質の測定などを実施した。2日目はと殺解体が行われた。

3日目は会場を東肥畜産農協に移し、開会式で續会長が「厳しい情勢のなかで、これからのあか牛の進むべき方向を今回の研究会で見い出してほしい」と挨拶、講師の紹介のあと実牛研究に入った。今回のテーマとしては、前年度に

つづいて、良い牛を安く作るための視点から、①牛の大きさ、②栄養度、③放牧牛の選抜などについて研究、検討した。また研究牛2頭を材料として、目測による体重と体高の推定投票では、本会からのピッタリ賞が出るとあって各研究員ともとりわけ熱心に取り組む姿がみられた。

4日目は肉牛の枝肉研究会が行われた。枝肉の格付法が4月1日より新しくなることから、今回は講師に日本食肉格付協会の和田治男理事を迎え、従来の格付と新格付を比較しながら研究材料について指導を受けた。なお研究枝肉53頭は協賛出品された枝肉とともに臨時に開設されたセリ市にかけられ販売された。その後全体討議を開き、研究会の成果と将来の課題を確認して全日程を閉幕した。（研究会の詳細なデータ等については本会発行の別冊『あか牛改良推進全国研究会報告書』を参照されたい。）

## ○ 理事会

昭和63年3月30日午後1時半より、熊本県畜産会館において62年度2回目の理事会を開催し、次の議案を審議、承認した。

1. 定款の変更について
2. 公印取扱規程の制定について
3. 肉質改善基礎牛選抜規程の制定について（後に掲載）
4. 標準体型及び審査細則の一部改正について
5. 産肉能力検定法の改正について（後に掲載）
6. 交雑種に対する血統証明書発行について
7. 昭和63年度事業計画及び収支予算（案）について
8. 会費及び登録登記等料金体系の検討について

## ○ 監査会

昭和63年5月7日午前10時より、本会事務局において定期監査会が開催された。古本、本田、島田の全監事が出席し、高田常務理事立会のもと昭和62年度事業成績ならびに収支決算、関係書類、諸帳簿等の整理状況、その他会務運営

全般について監査が実施された。なお、熊本県支部の監査も同時に行われた。

## ○ 理事会

昭和63年5月30日午前10時より、熊本市水道町熊本郵便貯金会館において理事会を開催し、昭和63年度通常総会に提案する議案7件について審議、いずれも原案通り承認可決した。さらに、①会費の配分法改訂、②登録登記等料金の配分法改訂、③一時借入金の最高限度額を審議、いずれも原案通り承認可決した。

## ○ 通常総会

昭和63年5月30日午後1時30分より、熊本市草葉町畜産会館において昭和63年度通常総会を開催した。当日は、農林水産省九州農政局赤松生産流通部長など来賓と、各県支部から総代、会員など多数の関係者が出席し、下記の議案について審議、いずれも原案通り承認可決した。

1. 昭和62年度事業成績報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表の承認の件
2. 昭和63年度事業計画書及び収支予算書(案)の承認の件
3. 昭和63年度会費(賛助会費を含む)の決定の件
4. 基本財産特別積立金取崩し処分の承認の件
5. 登録登記等料金の改訂に関する件
6. 定款変更に関する件
7. 役員改選に関する件

## ○ 役員改選結果

昭和63年度通常総会において、任期満了に伴う役員改選の結果、理事に重任15名、新任3名及び監事に重任3名がそれぞれ選任された。

理事



(重任) 加藤義孝、佐藤平安、成田広造、井野口市三郎、田浦 豊  
城 光宣、魚住汎英、北里達之助、山部龍三、今村 来  
佐野天勇、市川昭吉、高田昭二郎、續 省三、工藤益雄

(新任) 高橋節郎、星 長蔵、府内哲熊

監事 古本太士、本田 博、島田英幸

なお、互選の結果下記の通り決定した。

会長 續 省三 副会長 今村 来 副会長 山部龍三  
副会長 加藤義孝 常務理事 高田昭二郎 代表監事 古本太士

## ○ 会費・登録登記等料金改訂

昭和63年度通常総会において、本会の会費（年会費）及び登録登記等料金の改訂案が次表の通り承認され、会費については63年4月1日から実施し、また登録登記料については農林水産大臣の承認を得て64年4月1日から実施することになった。これまでの各種料金は54年4月からこれまで9年間据え置かれてきたものであるが、諸般の事情からやむなく改訂に至ったものである。

各会員におかれては出費ご多端な折、まことに恐縮に存じますが事情ご理解の上、ご協力賜りますようお願いいたします。

会費・登録登記等料金の改訂表

種 別	現 行	改 訂
1 会 費	1,000円	1,300円
2 高等登録料	6,000	7,500
3 特級登録料	5,000	6,000
4 1級登録料	4,000	5,000
5 2級登録料	3,000	3,500
6 子牛登記料	1,200	1,500
7 月齢超過料	1,000	1,500
8 移動証明料	300	500
9 書 換 料	300	500
10 再 交 付 料	1,000	1,000

注1：雄の登録料（子牛登記は除く）は倍額

2：会費は63年4月1日から実施、その他は64年4月1日から実施。

## ○ 定款変更農林水産大臣より認可

本会は通常総会の承認に基づく定款変更を農林水産大臣あてに申請していたが、昭和63年7月4日付で正式に認可され、このほど指令書が到達した。

今回変更された定款の全文は32頁に掲載。

## ○ 肉質改善基礎牛選抜規程

3月30日の理事会で承認された肉質改善基礎牛選抜規程の全文は、次の通り。

### 第1条 目的

あか牛の重要な経済形質である肉質の一層の向上をはかるため、「肉質改善基礎牛」を選抜し、育種改良体系に雌の遺伝要素を積極的にとり入れ、改良を促進する。

### 第2条 選抜対象牛

選抜対象牛は雌の登録牛で繁殖成績良好なもの。

### 第3条 選抜規準

その産子の肥育成績において、牛枝肉取引規格による枝肉格付等級が「A-5」又はこれと同等以上の成績を納めたもの。

### 第4条 調査委員

調査委員は審査委員の中から会長が委嘱する。

調査委員は、枝肉について別紙第1号様式に基づき調査を行うものとする。

### 第5条 申請

前条の調査に基づき、選抜規準に該当する成績を納めた母牛の所有者は、別紙第2号様式の申請書を作成し、支部を經由し本会会長に提出するものとする。

### 第6条 判定及び選抜

判定及び選抜は、別に定める判定基準に基づき「判定委員会」において行う。

判定委員は会長が委嘱する。

#### 第7条 認定及び証明書書の交付

会長は、前条の選抜に基づいて、これを「肉質改善基礎牛」として認定し、認定原簿に登載するとともに、第3号様式の認定書を交付する。

「肉質改善基礎牛」に認定した牛は、本会発行の機関誌又はその他の方法によって公表する。

#### 第8条 認定料

認定書の交付を受けるものは、認定料3,000円を納入しなければならない。

#### 付 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

### ○ 産肉能力検定法を改正

かねてから中央審査委員会などで検討を重ねてきた産肉能力検定法の改正については、理事会で最終案が承認され、昭和63年4月1日から実施することになった。

## 直接検定法

### 1. 検定の目的

本検定は、種雄牛候補の子牛について、あらかじめその産肉能力を調査し、得られた検定成績に基づいて、産肉性のすぐれた種雄牛を選抜しようとして行うものである。

### 2. 検定牛の条件

検定を受けようとする牛は、次の各条件を備えているものとする。

- (1) 2代登録以上の子牛であり、父母及び祖父母の産子に遺伝的異常形質が出現していないこと。
- (2) 原則として肉用牛群改良基地育成事業又は本会が認めた系統造成推進事業

に基づく計画交配の所産であること。

- (3) 体型、資質ともに優良であること。
- (4) 生時体重が判明していること。
- (5) 哺乳期間は原則として6～7ヵ月間とする。
- (6) 予備飼育開始時の月齢、体重及び体高は概ね次の通りとする。

月  齢	生後 7～8ヵ月
体  重	280kg～350kg
体  高	110cm～120cm

- (7) 疾病その他異常が認められないもの。
- (8) 血液型検査を受け、親子関係に矛盾がないもの。
- (9) 哺乳中の濃厚飼料給与量は体重の0.8～1.0%を標準とし、その飼養管理の状況が調査され、過肥でないもの。

### 3. 検定期間

- (1) 子備飼育期間は、導入後20日間とする。この期間内に肝てつその他の駆虫や、ピロプラズマ症の診断、治療を行うものとする。
- (2) 検定期間は、予備飼育期間終了後16週（112日間）とする。

### 4. 検定牛の管理

- (1) 検定牛舎は単房式もしくは群飼方式とし、1頭当たり面積は概ね8㎡～10㎡とする。
- (2) 給水は自由飲水とし、運動は1頭当り10㎡程度のパドック内で昼間のみ自由に行わせるものとする。
- (3) 敷料は牛が食べないものを用いる。

### 5. 検定飼料の給与法

- (1) 単房式の場合

濃厚飼料の配合割合は次表の通りとし、午前、午後各1時間の時間制限給与とする。

## 濃厚飼料の配合割合(重量比)

単位：%

大麦	とうもろ こ (黄色)	ふすま 普通 の もの	米糠	大豆粕 (抽出)	食塩	カルシ ウム 剤	D C P	T D N
20	35	20	17	6	1	1	10.7	73.0

粗飼料は乾草の無制限給与とする。

### (2) 群飼の場合

濃厚飼料、粗飼料とも個体ごとの摂取量が把握できることとする。

濃厚飼料の配合割合及び成分は(1)に準ずるものとする。

## 6. 調査事項

### (1) 体重測定

体重は、2週間ごとに1回、午後1時に測定する。ただし、開始時及び終了時にあっては連続3日間測定し、その平均値を求める。

### (2) 体各部の測定

4週間ごとに、体高、十字部高、体長、胸囲、胸深、胸幅、尻長、腰角幅、寛幅、座骨幅及び管囲について測定する。

### (3) 体型記録

検定開始時、終了時に体型上の特徴を記録するとともに写真撮影を行う。

### (4) 濃厚飼料及び粗飼料の摂取量

### (5) 1日当り増体量(検定期間)

### (6) 1kg増体当り飼料消費量

### (7) 1kg増体当りのD C P及びT D N (この計算は日本標準飼料成分表、1987年版による。)

## 7. 検定からの除外

次の掲げる場合には、当該牛についての検定を中止する。

### (1) 検定成績に著しい影響を与えるような疾病にかかった場合及び事故があった場合

### (2) 4週間以上増体しなかった場合

## 8. 検定成績と産肉能力得点

下記の通り階層区分し総得点（産肉能力点数）を算出する。

得点	1日当増体量(30)	400日齢補正体重(30)	1kg増体当TDN(20)	粗飼料摂取率(20)
100	1.50kg以上	540kg以上	4.0kg未満	35.0%以上
95	1.40以上 1.50未満	520以上 540未満	4.0以上 4.5未満	32.5以上 35.0未満
90	1.30～1.40	500～520	4.5～5.0	30.0～32.5
85	1.20～1.30	480～500	5.0～5.5	27.5～30.0
80	1.10～1.20	460～480	5.5～6.0	25.0～27.5
75	1.10kg未満	460kg未満	6.0kg以上	25.0%未満

## 9. 判定と選抜

選抜に当たっては、系統及び体型資質を考慮し、産肉能力点数の高いものから選抜する。

# 間 接 検 定 法

### 1. 検定の目的

本検定は、特定種雄牛についてその子牛を肥育し、増体量、飼料の摂取量、飼料効率、肉量及び肉質を調査し、その成績により当該種雄牛の遺伝的産肉能力を判定し、産肉性のすぐれたものを選抜するために行うものである。

### 2. 検定の条件

間接検定を受けようとする種雄牛は、次の各項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 産肉能力直接検定を受けその成績が良好なもの。
- (2) 産肉形質がすぐれ、産子成績が良好なもの。

### 3. 調査牛の条件

- (1) 調査牛の頭数は1セット8頭以上とする。
- (2) 母牛は登録牛で、特に疾病その他の異常がなく、体型・資質及び乳徴が中程度のもの。
- (3) 去勢は哺乳中（生後3～4ヵ月まで）に行ったもの。
- (4) 哺乳期間は6～7ヵ月までとする。
- (5) 予備飼育開始の月齢、体重、体高は概ね次の通りとする。

ア	月 齢	生後8～10ヵ月
イ	体 重	260～350kg
ウ	体 高	110～120kg

エ 体型及び資質は中程度で著しい欠点がなく、栄養状態は中程度で健康であること。
- (6) 血液型検査を受け、親子関係に矛盾がないもの。

### 4. 検定期間

- (1) 予備飼育期間は20日間とする。この期間内に肝てつその他の駆虫やピロプラズマ症の診断、治療を行うものとする。
- (2) 検定期間は、予備飼育終了後47週間（329日間）とする。

### 5. 検定終了とと殺

検定は、検定開始後47週（329日目）で終了するが前日と翌日の連続3日間体重測定は行う。

と殺は検定終了後行う。なお、と殺前48時間程度絶食する。

### 6. 調査牛の管理

- (1) 検定牛舎は追込方式とし、パドックを併設する。
- (2) 給水は自由飲水とする。

### 7. 検定飼料の給与法

- (1) 濃厚飼料及び粗飼料は、いずれも自由摂取とする。

- (2) 濃厚飼料の配合は、次の通りとし、濃厚飼料の中に切わらを10%程度混入する。

#### 濃厚飼料の配合割合(重量比)

大麦	とうもろこし (黄色)	ふすま 普通の	米糠	大豆粕 (抽出)	食塩	カルシウム 剤	D C P	T D N
30	40	16	6	6	1	1	10.2	73.2

- (3) 粗飼料は良質の乾草を中心として給与し、生草、エンシレージなどは適宜与える。なお、検定の末期(約3ヵ月間)は乾草だけを給与する。
- (4) セルフフィダーを用いる場合は本会の認定を受け実施するものとする。

## 8. 調査事項

### (1) 体重測定

体重は、2週間ごとに1回午後1時に測定する。ただし、検定開始時、及び終了時にあっては、連続3日間測定し、その平均値を求める。

### (2) 体各部の測定

開始時、開始後24週目及び終了時に体高、十字部高、体長、胸囲、胸深、胸幅、尻長、腰角幅、寛幅、座骨幅及び管囲について測定する。

### (3) 体型記録

開始時及び終了時に体型上の特徴を記録するとともに写真撮影を行う。

### (4) 濃厚飼料及び粗飼料の摂取量

### (5) 1日当たり増体量(検定期間)

### (6) 1kg増体当たりの飼料消費量

### (7) 1kg増体当たりの所要D C P及びT D N(この計算は日本標準飼料成分表1987年版による)

### (8) と殺前体重

### (9) 枝肉重量及び枝肉歩留

### (10) と体調査は2分体の冷と体について、第6～7肋骨間を切開し、次の項目について行う。



- ア、皮下脂肪の厚さ
- イ、ロース芯面積
- ウ、赤肉と脂肪の比率
- エ、牛枝肉取引規格に基づく枝肉評価

### 9. 検定からの除外及び中止

- (1) 検定成績に著しい影響を与えるような疾病にかかった場合及び事故があった場合は検定から除外する。
- (2) 4週間以上にわたって増体しなかった場合は検定から除外する。
- (3) 1組の調査牛が20%を超えて欠けた場合は検定を中止する。

### 10. 検定成績の評価基準

下記の通り階層区分して得点を算出する。

得点	1日当増体量(20)	最終体重(10)	1kg増体当TDN(10)	脂肪交雑(20)	肉質等級(20)	部分肉歩留(10)	ロース芯面積(10)
100	1.05kg以上	660kg	6.0kg未満	プラス 3以上	5	75%以上	52cm <sup>2</sup> 以上
95	1.00 ～1.04	630 ～659	6.0～ 6.5 "	2+～ 3-	4	74 ～74.9	50 ～51.9
90	0.95 ～0.99	600 ～629	6.5～ 7.0 "	2-～ 2	3	73 ～73.9	48 ～49.9
85	0.90 ～0.94	570 ～599	7.0～ 7.5 "	1～ 1+	2	72 ～72.9	46 ～47.9
80	0.85 ～0.89	540 ～569	7.5kg 以上	0+～ 1-	1	71 ～71.9	44 ～45.9
75	0.85 未満	540kg 未満		0		71 未満	44 未満

# 昭和62年度 事業成績報告書

## 1. 概 況

わが国の農畜産業界にとって、国際化の波がこれほどまで激しく打ち寄せてきた年は過去にはなかった。62年度はこのように、海外から農産物の市場開放を求める外圧が、いわば頂点に達したといえよう。懸案の日米牛肉・オレンジ交渉は難航し、年度内決着がつかないまま決裂するかたちとなり、米国からはガット提訴という強行手段が出されるなど、高度な政治問題となって交渉はなお続けられている。

このように、大きな国際問題に発展している牛肉であるが、国内での需要は他の農産物には見られないほど順調な伸びを示し、一方では生産の伸び悩みから輸入牛肉は増加し、結果として自給率は年々低下している。

さらに、牛肉の消費形態は多様化の方向に進み、グルメ志向から国産牛肉特に和牛肉に対する愛着は根強く、その結果、年間を通じて子牛価格は堅調に推移した。なかでも肥育素牛の品薄から、去勢子牛価格は一部加熱に近い状態となり、かえって先行きに対する不安感を募らせるなど、増殖にとっては阻害要因の1つになっているとも思われる。

このような内外の環境の中で、本会は、日本農業にとって肉用牛の重要性を訴えながら、あか牛のもつ優れた特性を生かし、さらに形質の改良と能力の向上のために、登録事業を中心として諸事業を推進した。

以下はその成績の概要である。

## 2. 庶務関係（省略）

## 3. 事業成績

### (1) 会員の状況

本年度の会員数は、対前年比2.4%減(325名減)の13,485名であった。各道県支部別会員数は次の通りである。

表1 各道県支部別会員数

道県別	本年度会員数	前年度会員数	道県別	本年度会員数	前年度会員数
北海道	244名	248名	滋賀	1名	0名
秋田	842	870	愛媛	2	4
宮城	193	183	長崎	309	300
群馬	50	12	対馬	277	284
長野	31	18	熊本	11,456	11,807
静岡	80	84	合計	13,485	13,810

(2) 登録事業

- ① 各道県支部別登録登記頭数は表2の通りである。
- ② 対前年比で、高等登録13.8%減、特級登録2.7%増、1級登録2.3%減、2級登録30.2%減、子牛登記1.7%減となり、特級以外はいずれも前年を下回り、5年連続の減少となっている。
- ③ しかし、減少率は以前ほどの大幅なものでなく、ほぼ底入れの状態となっており、地域によっては増加に転じているところもみられる。
- ④ 体各部位の測定値については、別紙『会報』に掲載。

表2 道県支部別登録登記頭数

道県別	高等登録	特級登録	1級登録	2級登録	子牛登記	計
北海道		22 (0)	247 (111)	42 (120)	898 (649)	1,209 (880)
秋田	0 (2)	80 (78)	105 (148)	4 (11)	1,709 (1,869)	1,898 (2,108)
宮城	2 (1)	38 (7)	102 (38)	12 (13)	316 (252)	470 (311)
群馬			5 (12)	0 (0)	1 (2)	6 (14)
長野			17 (2)	14 (1)	44 (23)	75 (26)
静岡	0 (1)	2 (0)	34 (70)	15 (22)	83 (172)	134 (265)
愛媛			1 (4)	2 (0)	55 (33)	58 (37)
長崎	0 (1)	28 (48)	120 (126)	44 (39)	528 (530)	720 (744)

道 県 別	高等登録	特級登録	1 級登録	2 級登録	子牛登記	計
対 馬	4 (1)	12 (16)	48 (51)	9 (16)	414 (400)	487 (484)
熊 本	262 (305)	2,059 (2,034)	1,541 (1,710)	57 (63)	27,602 (28,242)	31,521 (32,354)
滋 賀					1 (0)	1 (0)
計	268 (311)	2,241 (2,183)	2,220 (2,772)	199 (285)	31,651 (32,172)	36,579 (37,223)
前年比%	86.2	102.7	97.7	69.8	98.4	98.3

注：( )内数字は前年度頭数

### (3) 育種事業

① 国及び県が事業主体になって推進してきた集団育種事業に代わって、新たに肉用牛群改良基地育成事業が本年度からスタートしたので、この事業に積極的に協力し、基礎雌牛の選定など優良種畜の選抜にあたった。

② 「肉質改善基礎牛選抜規程」の制定

肉質の一層の向上を図るために、従来種雄牛中心の改良体系の中に、雌の遺伝要素を取入れることとして、「肉質改善基礎牛選抜規程」を制定し、優秀なる基礎牛を選抜していくことになった。この事業は63年4月からスタートするが、該当牛で条件を充たせば過去にさかのぼって選抜される。

③ 肥育データの収集に努め、種雄牛別等の要因別に分析を実施した。

④ 中央審査委員会、同小委員会の開備

懸案の技術的な問題を協議するために、中央審査委員会（1回）及び同小委員会（2回）を開催した。

中央審査委員会（63年1月28日熊本市）

同 小委員会（62年9月14日 〃 ）

同 小委員会（62年12月14日 〃 ）

⑤ 血統の正確さを保持するために、熊本県支部と共同して血液型の任意調査を実施し、親子関係の確認を行った。（352頭調査）

### (4) 普及指導事業

① 全国研究会の開催

期日：昭和63年1月27日～30日

場所：熊本畜産流通センター、東肥畜産農業協同組合

(研究テーマ)

- ・新発育曲線の実地適用及び放牧牛の審査
- ・肉牛の超音波測定、生体審査
- ・枝肉の新格付法
- ・シンポジウム

- ② 各県支部が主催した研究会、研修会等に協力すると共に、担当者を派遣し指導に努めた。

北海道支部登録研修会、宮城県支部繁殖研修会、  
秋田県産肉能力検定検討会、長崎県支部審査研修会、  
対馬支部登録研修会、大分県竹田市あか牛講演会、  
熊本県内各郡支部研究会、研修会、講演会及び振興大会、

**(5) 組織対策事業**

支部の活動及び会員の各種集い等に対して協力し、組織の強化に努めた。

**(6) 刊行事業**

登録簿第30巻、機関誌『あか牛』第59号及び会報『あか牛だより』を刊行し、それぞれ関係先に配付した。

**(7) 表彰事業**

- ① 下記の各種共進会に対し、それぞれ副賞を贈呈して上位入賞牛を表彰した。

北海道道南畜産共進会

秋田県畜産共進会、同枝肉共進会

宮城県仙台牛共進会

群馬県繁殖和牛共進会

静岡県畜産共進会、同枝肉共進会

福岡県肉畜共進会

長崎県島原地区あか牛共進会、同肉牛枝肉共励会

対馬和牛共進会

熊本県畜産まつり共進会、同肉畜共進会、その他各種共進会、品評会

② 特別功勞牛の表彰

ア. 10頭以上生産した登録牛で、改良増殖に貢献したもの  
イ. 1級登録又は特級登録牛を5頭以上生産した登録牛で、改良増殖に貢献したもの

(8) 補助事業（地方競馬全国協会補助）

① あか牛改良推進全国研究会

期日：昭和63年1月27日～30日

場所：熊本畜産流通センター、東肥畜産農業協同組合

(9) 受託事業

① 計画交配推進調査事業（熊本県委託）

肉用牛群改良基地育成事業の補完的な事業として、基礎雌牛の選抜、血統分析、繁殖成績等の特性や能力を調査し、計画交配の推進に努めた。

② 改良情報システム整備調査事業（熊本県委託）

育種改良についての情報、特に産肉データの収集に努め、それらの分析と血統調査等を実施した。

③ 経済的牛肉生産のための生産・肥育調査及び牛肉消費拡大

普及推進事業（日本食肉協議会委託）

肉牛生産の実態、産肉性に関するデータ収集、超音波による枝肉形質の測定、消費者に対するアンケート及び消費拡大のための事業を実施した。

④ 超音波診断装置の改良開発調査事業（畜産近代化リース協会及び

富士平工業KK委託）

前年度に引き続いて、超音波診断装置の改良開発とその応用について、機械メーカー、大学とタイアップして実施した。特に本会は応用面での現地調査を担当し、実際の枝肉形質との適合性を主体に調査した。その結果として、ある程度の適合性が確認されたので、今後は装置の改良開発と共に、肥育現場での実用化に向けてさらに研究を継続していきたい。

# 昭和62年度 収支計算書

昭和62年4月1日から  
昭和63年3月31日まで

収入総額 95,452,514円

支出総額 93,047,850円

収入の部				
科 目	子 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(款 項 目)	円	円	円	
1. 会 費	14,000,000	13,485,000	515,000	1,000円×13,485名
2. 登 録 料	62,900,000	60,474,200	2,425,800	
高級登録料	2,100,000	1,614,000	486,000	12,000円×1件(雄) 6,000円×267件
特級登録料	12,500,000	11,275,000	1,225,000	10,000円×14件(雄) 5,000円×2,227件
1級登録料	9,200,000	8,896,000	304,000	8,000円×4件(雄) 4,000円×2,216件
2級登録料	600,000	597,000	3,000	3,000円×199件
月齢超過料	100,000	111,000	△ 11,000	1,000円×111件
子牛登記料	38,400,000	37,981,200	418,800	1,200円×31,651件
3. 証 明 料	403,000	308,200	94,800	
移動証明料	300,000	226,200	73,800	300円×754件
再交付料	100,000	82,000	18,000	1,000円×82件
書換料	3,000	0	3,000	
4. 雑 収 入	100,000	58,464	41,536	
雑 収 入	50,000	10,664	39,336	預金利息
刊行物頒布代	40,000	47,800	△ 7,800	登録簿ほか
寄 付 金	10,000	0	10,000	
5. 受 入 金	5,000,000	4,000,000	1,000,000	熊本県支部より

6. 助成金	1,500,000	1,447,000	53,000	地全協より
7. 受託金	15,300,000	9,948,200	5,351,800	熊本県ほか
8. 積立金取崩収入	1,500,000	1,000,000	500,000	基本財産積立金
当期収入合計(A)	100,703,000	90,721,064	9,981,936	
前期繰越収支差額	4,731,450	4,731,450	0	
収入合計(B)	105,434,450	95,452,514	9,981,936	

支 出 の 部				
科 目	子 算 額 円	決 算 額 円	差 異 円	備 考
(款 項 目)				
1. 管理事務費	28,590,000	27,264,719	1,325,281	
1. 人件費	20,300,000	20,016,680	283,320	
役員報酬	1,500,000	1,340,000	160,000	
職員給料	10,100,000	10,140,000	△ 40,000	専任4名 12か月分
諸手当	6,600,000	6,666,319	△ 66,319	賞与、諸手当
福利厚生費	1,500,000	1,453,829	46,171	社会保険事業主負担分
旅費交通費	600,000	416,540	183,460	
2. 事務費	5,290,000	4,381,103	908,897	
備品費	100,000	13,700	86,300	
消耗品費	400,000	298,947	101,053	事務用品代
通信運搬費	400,000	473,310	△ 73,310	電話、郵便、送料
印刷費	100,000	60,000	40,000	
事務機リース料	500,000	579,400	△ 79,400	コンピューター、コピー リース代
賃借料	1,400,000	1,403,040	△ 3,040	事務所、車庫
光熱水料費	240,000	182,674	57,326	
車輦費	800,000	114,871	685,129	車検ほか



	公 租 公 課	100,000	85,100	14,900	自動車税、法人住民税
	保 險 料	100,000	63,100	36,900	自動車保険
	負 担 金	350,000	345,000	5,000	中畜、肉用牛協会他
	雑 費	800,000	761,961	38,039	
	3. 会 議 費	3,000,000	2,866,936	133,064	
	役 員 会 費	1,500,000	1,885,071	△ 385,071	理事会、監査会
	総会総代会費	1,500,000	981,865	518,135	総会
	2. 事 業 費	25,800,000	17,541,923	8,258,077	
	1. 登 録 事 業 費	1,900,000	2,087,683	△ 187,683	
	審 査 費	200,000	19,500	180,500	審査旅費ほか
	証 明 書 発 行 費	900,000	826,000	74,000	登録証明書、額章代
	審査委員費及び 専門委員会費	800,000	1,242,183	△ 442,183	中央審査委員会
	2. 育 種 改 良 事 業 費	2,000,000	637,965	1,362,035	
	育種事業推進費	500,000	6,200	493,800	
	血液型検査 推進費	300,000	300,000	0	任意調査補助
	改良調査費	200,000	66,600	133,400	
	産肉性調査 推進費	1,000,000	265,165	734,835	
	3. 普 及 事 業 費	2,400,000	1,843,265	556,735	
	全国ブロック 研究会	1,000,000	848,340	151,660	
	普及推進費	500,000	360,520	139,480	
	研究会講習会費	500,000	377,800	122,200	
	宣伝費食糧費	400,000	256,605	143,395	
	4. 組 織 対 策 費	700,000	209,030	490,970	
	支部連絡指導費	400,000	125,240	274,760	
	中央連絡業務費	300,000	83,790	216,210	
	5. 刊 行 事 業 費	1,400,000	880,900	519,100	
	登録簿刊行費	400,000	238,500	161,500	

	機関誌刊行費	800,000	456,400	343,600	
	会報発行費	200,000	186,000	14,000	
	6.褒賞費	600,000	487,500	112,500	
	7.補助事業費	1,500,000	1,447,380	52,620	
	改良推進全国研究会費	1,500,000	1,447,380	52,620	地方競馬全国協会
	8.受託事業	15,300,000	9,948,200	5,351,800	
	計画交配推進調査費	2,000,000	1,989,000	11,000	熊本県
	改良情報システム整備事業調査費	300,000	300,000	0	熊本県
	効率的牛肉生産等調査費	5,000,000	5,000,000	0	日本食肉協議会
	超音波診断装置改良開発費	8,000,000	2,659,200	5,340,800	畜産近代化リース協会(富士平工業)
	3.支部交付金	48,403,000	46,841,200	1,561,800	
	会費支部交付金	3,400,000	3,247,800	152,200	
	登録料支部交付金	44,700,000	43,381,500	1,318,500	配分率に応じて各県支部に交付
	証明料支部交付金	303,000	211,900	91,100	
	4.積立金	1,400,000	1,400,000	0	
	職員退職給与積立	1,200,000	1,200,000	0	
	減価償却積立金	200,000	200,000	0	
	5.予備費	1,241,450	0	1,241,450	
	当期支出合計 (C)	105,434,450	93,047,850	12,386,600	
	当期収支差額 (A)-(C)	△ 4,731,450	△ 2,326,786	△ 2,404,664	
	次期繰越収支差額(B)-(C)	0	2,404,664	△ 2,404,664	

# 昭和63年度事業計画

難航に難航を続けてきた牛肉・オレンジ自由化に関する日米交渉は、期限切れの62年度内決着をみないまま決裂し、その裁きはガットの場に移されることになった。

牛肉輸入の大幅な枠拡大ないしは完全自由化ともなれば、国内の肉用牛生産は壊滅的打撃を受けることは明らかであり、何らかの国境措置の設定についてさらに二国間の協議が継続されているものの、その見通しは極めて厳しい。

今後世界を相手としなければならない状況のなかで、わが国の肉用牛が競争力を培っていくことは容易でないが、輸入肉にはみられない品質の優れたものを安定的に供給していくことが一層重要になってくると思われる。その意味から、あか牛にとって肉質の改良と斉一化は急務である。

このような背景のなかで、本会は登録事業を中心とした各種事業を通して、産肉性の優れた系統を選抜し、それを基礎に育種改良を推進することによって農家経営の安定向上に努める。

本年度の主な事業内容は以下の通りである。

## 1. 会員数

協会の基盤である会員数は、登録頭数の減少及び多頭化への移行とともに、年々減少傾向にあるが、本年度は13,500名を目標として諸事業を推進する。

## 2. 登録事業

(1) 登録頭数は、ここ数年底入れの状態で伸び悩んでいるが、本年度は次の頭数を目標に登録事業を推進する。

高等登録	350頭 ( 268頭)	
特級登録	2,500頭 ( 2,241頭)	
1 級登録	2,300頭 ( 2,220頭)	
2 級登録	200頭 ( 199頭)	
子牛登記	32,000頭 (31,651頭)	かっこ内は前年度実績

### 3. 育種改良事業

- (1) 肉用牛群改良基地育成事業を柱とする種畜選抜事業に対しては、関係機関と連携をとりながら、優良種畜の選抜及びその育種改良を推進する。
- (2) 間接検定、現場検定等の産肉能力の調査を積極的に実施し、得られたデータの分析を通して優良系統を選抜する。
- (3) 肉質改善基礎牛の選抜及び認定を実施する。
- (4) 受精卵移植、交雑種生産等の新技術についても時代に即応した取り組みを行う。
- (5) 血液型調査の実施。
- (6) 中央審査委員会を開催し育種改良の問題を検討する。

### 4. 普及指導事業

- (1) 全国研究会を東京で開催する。
- (2) ブロック研究会を開催し、地域の普及指導に努める。
- (3) 各県支部、郡支部（支所）が主催する研究会、講習会等の行事には積極的に協力し、また巡回指導等を通して会員との融和を図るなど、きめ細かい普及指導事業を実施する。

### 5. 刊行事業

登録簿、機関誌「あか牛」、会報等を刊行する。

### 6. 表彰事業

共進会等での優秀牛の表彰と、特別功労牛の表彰を実施する。

### 7. 補助事業

地方競馬全国協会に対して、次の事業を補助申請する

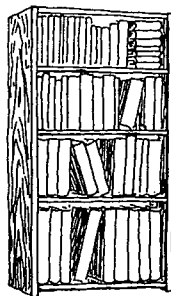
- (1) あか牛改良推進全国研究会（継続）

### 8. 受託事業

前年度に続いて、熊本県、日本食肉協議会及び畜産近代化リース協会（富士

平工業KK) に対して、受の受託事業を申請する。

- (1) 計画交配推進調査事業 (熊本県)
- (2) 改良情報システム整備事業 (熊本県)
- (3) 効率的牛肉生産体系等調査事業 (日食協)
- (4) 超音波診断装置の改良開発調査事業 (畜産近代化リース協会、富士平工業KK)



# 昭和63年度収支予算書

昭和63年4月1日から  
昭和64年3月31日まで

収入総額 97,187,664円

支出総額 97,187,664円

収 入 の 部				
科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
(款 項 目)	円	円	円	
1. 会 費	17,550,000	14,000,000	3,550,000	1,300円×13,500円
2. 登 録 料	62,900,000	62,900,000	0	
高等登録料	2,100,000	2,100,000	0	6,000円×350件
特級登録料	12,500,000	12,500,000	0	5,000円×2,500件
1級登録料	9,200,000	9,200,000	0	4,000円×2,300円
2級登録料	600,000	600,000	0	3,000円×200件
月齢超過料	100,000	100,000	0	1,000円×100件
子牛登記料	38,400,000	38,400,000	0	1,200円×32,000件
3. 証 明 料	253,000	403,000	△ 150,000	
移動証明料	150,000	300,000	△ 150,000	300円×500件
再交付料	100,000	100,000	0	1,000円×100件
書換料	3,000	3,000	0	300円×10件
4. 認 定 料	300,000	0	300,000	肉質改善基礎牛
5. 雑 収 入	80,000	100,000	△ 20,000	
雑 収 入	20,000	50,000	△ 30,000	預金利息
刊行物頒布代	50,000	40,000	10,000	
寄付金収入	10,000	10,000	0	

6. 受 入 金	0	5,000,000	△ 5,000,000	
7. 助 成 金	2,000,000	1,500,000	500,000	地全協
8. 受 託 金	10,000,000	15,300,000	△ 5,300,000	熊本県他
9. 積立金取崩収入	1,700,000	1,500,000	200,000	基本財産特別積立金
当期収入合計 (A)	94,783,000	100,703,000	△ 5,920,000	
前期繰越収支差額	2,404,664	4,731,450	△ 2,326,786	
収 入 合 計 (B)	97,187,664	105,434,450	△ 8,246,786	

支 出 の 部				
科 目 (款 項 目)	子 算 額 円	前年度予算額 円	差 異 円	備 考
1. 人 件 費	20,800,000	2,300,000	500,000	
役 員 費	1,500,000	1,500,000	0	役員旅費他
職 員 給 料	10,400,000	10,100,000	300,000	専任4名
諸 手 当	7,000,000	6,600,000	400,000	賞与、諸手当
福 利 厚 生 費	1,600,000	1,500,000	100,000	社会保険事業主負担分
旅 費 交 通 費	300,000	600,000	△ 300,000	
2. 事 務 費	4,500,000	5,290,000	△ 790,000	
備 品 費	100,000	100,000	0	
消 耗 品 費	300,000	400,000	△ 100,000	事務用品代
通 信 運 搬 費	400,000	400,000	0	
印 刷 費	100,000	100,000	0	
事 務 機 器 一 次 買 入 費	500,000	500,000	0	コンピューター、コピーリース代
賃 借 料	1,400,000	1,400,000	0	事務所、車庫
光 熱 水 料 費	180,000	240,000	△ 60,000	

	車 輛 費	200,000	800,000	△ 600,000	
	公 租 公 課	100,000	100,000	0	
	保 險 料	70,000	100,000	△ 30,000	
	負 担 金	350,000	350,000	0	中畜、内用牛協会他
	雑 費	800,000	800,000	0	
	3. 会 議 費	3,000,000	3,000,000	0	
	役 員 会 費	1,500,000	1,500,000	0	
	総会総代会費	1,500,000	1,500,000	0	
	2. 事 業 費	19,800,000	25,800,000	△ 6,000,000	
	1. 登 録 事 業 費	1,700,000	1,900,000	△ 200,000	
	審 査 費	100,000	200,000	△ 100,000	
	証 明 書 発 行 費	800,000	900,000	△ 100,000	
	審 査 委 員 費 及 び 専 門 委 員 会 費	800,000	800,000	0	
	2. 育 種 改 良 事 業 費	1,800,000	2,000,000	△ 200,000	
	育 種 事 業 推 進 費	400,000	500,000	△ 100,000	
	血 液 型 検 査 費 推 進 費	300,000	300,000	0	
	改 良 調 査 費	100,000	200,000	△ 100,000	
	産 肉 性 調 査 費 推 進 費	1,000,000	1,000,000	0	
	3. 普 及 指 導 事 業 費	2,700,000	3,100,000	△ 400,000	
	全 国 ブ ロ ッ ク 研 究 会 費	1,000,000	1,000,000	0	
	普 及 推 進 費	400,000	500,000	△ 100,000	
	研 究 会 講 習 会 費	400,000	500,000	△ 100,000	
	宣 伝 費 食 糧 費	400,000	400,000	0	
	支 部 連 絡 指 導 費	300,000	400,000	△ 100,000	組織対策費を普及 指導事業の中に包含
	中 央 連 絡 業 務 費	200,000	300,000	△ 100,000	
	4. 刊 行 事 業 費	1,100,000	1,400,000	△ 300,000	
	登 録 簿 刊 行 費	200,000	400,000	△ 200,000	



	機関誌刊行費	800,000	800,000	0	
	会報発行費	100,000	200,000	△ 100,000	
	5. 褒賞金	500,000	600,000	△ 100,000	
	6. 補助事業費	2,000,000	1,500,000	500,000	
	改良推進全国 研究会費	2,000,000	1,500,000	500,000	地方競馬全国協会
	7. 受託事業	10,000,000	15,300,000	△ 5,300,000	
	計画交配推進 調査費	2,000,000	2,000,000	0	熊本県
	改良情報システム 整備事業調査費	300,000	300,000	0	熊本県
	効率的牛肉生産 等調査費	5,000,000	5,000,000	0	日本食肉協議会
	超音波診断装置 改良開発費	2,700,000	8,000,000	△ 5,300,000	畜産近代化リース協会
	3. 支部交付金	47,363,000	48,403,000	△ 1,040,000	
	会費支部交付金	6,700,000	3,400,000	3,300,000	
	登録料 支部交付金	40,500,000	44,700,000	△ 4,200,000	
	証明料 支部交付金	163,000	303,000	△ 140,000	
	4. 積立金	700,000	1,400,000	△ 700,000	
	職員退職給与 積立金	500,000	1,200,000	△ 700,000	
	減価償却積立金	200,000	200,000	0	
	5. 子備費	1,024,664	1,241,450	△ 216,786	
	当期支出合計 (C)	97,187,664	105,434,450	△ 8,246,786	
	当期収支差額 (A)-(C)	△ 2,404,664	△ 4,731,450	2,326,786	
	次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	

# 社団法人 日本あか牛登録協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、社団法人日本あか牛登録協会（以下「協会」という。）という。

### (事務所)

第2条 協会は、事務所を熊本市に置く。

### (目 的)

第3条 協会は、登録及び育種改良事業を行うことによって、褐毛和牛の優良な血統を保存普及し、形質の改良と能力の向上を図り、もって褐毛和牛の振興に資することを目的とする。

### (事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 褐毛和牛の登録
- (2) 褐毛和牛の育種改良事業に関する調査、指導及び助成
- (3) 褐毛和牛の登録及び育種改良事業に関する研究会並びに講習会の開催
- (4) 登録簿及び機関誌の発行
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

### (事業の一部委嘱)

第5条 協会は、登録事業の一部を適当な地方畜産団体に委嘱してこれを行うことができる。

### (規 約)

第6条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、規約で定める。

## 第2章 会 員

### (会員の資格)

**第7条** 褐毛和牛を所有、又は管理し、これを繁殖に供し、又は供しようとする者は、協会の会員となることができる。

(入会)

**第8条** 協会の会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(脱退)

**第9条** 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき。
  - (2) 会員たる資格を喪失したとき。
  - (3) 禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき。
  - (4) 死亡
  - (5) 会費を引き続き3年以上納入しないとき。
  - (6) 除名
- 2 前項第1号の申出は、会長が別に定める脱退届書を会長に提出して行わなければならない。

(除名)

**第10条** 会員で次の各号の一に該当するものは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、協会は総会の開催の日の10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 登録又は登記について虚偽の申告その他不正の行為をしたとき。
  - (2) 協会の名誉をき損すると認めるとき。
  - (3) 定款又は総会の決議を無視する行為をしたとき。
  - (4) その他協会の公正な運営に重大な支障があると認めるとき。
- 2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(入会金及び会費)

**第11条** 会員は、入会の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年度総会で別に定める会費を納入しなければならない。

- 3 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(届出)

**第12条** 会員は、その氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。

(賛助会員)

**第13条** 協会の目的に賛同し、会長が別に定める入会申込書を会長に提出して理事会の承認を受けたものは、賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、協会が発行する資料等の配付を受けるほか、会長が適当と認める場合には協会の事業に参加することができる。
- 4 賛助会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。
  - (1) 賛助会員から脱退の申出があったとき。
  - (2) 禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき。
  - (3) 死亡
  - (4) 賛助会費を引き続き3年以上納入しないとき。
  - (5) 会長が除名を適当と認め、理事会の承認を受けたとき。
- 5 既納の賛助会費及びその他の拠出金品は、賛助会員の脱退の場合においてもこれを返還しない。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

**第14条** 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上 20人以内
- (2) 監事 3人以上 5人以内
- 2 役員は会員及び学識経験者のうちから総会において選任する。ただし、役員の数少なくとも3分の2以上は会員でなければならない。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事のうちから会長1人、副会長3人以内及び常務理事1人を互選する。

(役員職務)

**第15条** 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、協会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故がある時はその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の業務を執行し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

**(役員任期)**

**第16条** 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

**(任期満了又は辞任の場合)**

**第17条** 任期満了又は辞任により役員がその定数を欠くに至った場合は、退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

**(役員解任)**

**第18条** 役員は、協会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、解任することができる。この場合には、協会は、その総会の開催の10日前までにその者に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

**(役員報酬)**

**第19条** 役員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

**(顧問)**

**第20条** 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て、褐毛和牛に関する学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

## 第4章 総 会

### (総 会)

**第21条** 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において、出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会において必要と認めたとき。
  - (2) 会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき。

### (総会の招集)

**第22条** 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の日の14日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知してしなければならない。

### (総会の議決方法)

**第23条** 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。

- 2 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、第25条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (総会の議決事項)

**第24条** この定款において別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 入会金、会費及び賛助会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更

- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告、収支計算、正味財産増減計算、財産目録及び貸借対照表の承認
- (6) 規約の制定又は改廃
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

#### (特別議決事項)

**第25条** 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

#### (書面又は代理人による表決)

**第26条** やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の日の前日までに協会に致達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したもののみなす。

#### (議事録)

**第27条** 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席会員数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 理事会

### (理事会)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 6 理事会の議決を要する事項で軽微なものについては、書面をもって表決することができる。

### (理事会の議決事項)

第29条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (4) 諸規程の制定又は改廃に関すること。
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

### (規定の準用)

第30条 第21条第4項第2号、第22条第3項、第23条（第2項ただし書きを除く。）、第26条及び第27条の規定は、理事会について準用する。

## 第6章 専門委員会

### (専門委員会)

第31条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者の ちから、会長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。



## 第7章 事務局等

### (事務局及び職員)

第32条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### (業務の執行)

第33条 協会の業務の執行の方法については、規約に定めるもののほか、理事会で定める。

### (書類及び帳簿の備付け)

第34条 協会は、事務所に、民法第51条及びこの定款で別に定めるもののほか次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (5) その他必要な書類及び帳簿

## 第8章 資産及び会計

### (事業年度)

第35条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### (資産の構成)

第36条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金、会費及び賛助会費
- (2) 登録収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第37条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会において定める。

2 会計に関する規程は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (経費支弁の方法等)

**第38条** 協会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

2 毎事業年度の決算において、剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

#### (借入金)

**第39条** 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経て、資産の額を限度として、長期借入金をすることができる。

#### (事業計画及び収支予算)

**第40条** 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは直近に開催される総会において予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、当該年度の予算が直近に開催される総会において決定したときは、失効するものとし、当該収入及び支出があるときは、これを当該年度の予算に基づいてなしたものとみなす。

#### (監査等)

**第41条** 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 財産目録
- (5) 貸借対照表

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

- 3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

**(報 告)**

**第42条** 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業概況報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員及び賛助会員の異動状況を記載した書類

**第9章 定款の変更及び残余財産の処分**

**(定款の変更)**

**第43条** この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

**(解散の場合の残余財産の処分)**

**第44条** 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、協会の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄付するものとする。

**第10章 雑 則**

**(細 則)**

**第45条** この定款に定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

**附 則**

1. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(昭和63年7月4日)から施行する。

# 家畜及び鶏の改良増殖目標について

農林水産省畜産局家畜生産課

肉用牛係長 鈴木 稔

周知のように、本年2月18日付け官報において、昭和70年度を目標年次とする家畜及び鶏の改良増殖目標が公表された。家畜改良増殖目標は、家畜の改良増殖の円滑な推進に資するため、長期的な展望に立った家畜改良増殖の指針として家畜改良増殖法に基づいて定められるものであり、昭和37年に第1次目標が定められて以来、これまでに4回公表されており、今回の目標は第5次の改良増殖目標となるものである。なお、公表に先立ち、畜産振興審議会の委員懇談会(62年11月)、各家畜の専門家から成る研究会における具体的な目標素案の検討(62年12月～63年1月)が行われ、最終案について畜産振興審議会に諮問し、部会において審議されたうえ承認されている。

今回の改良増殖目標の策定に当たっては、次の点が基本的な考え方となっている。

- (1) 低コスト生産の推進を念頭において、これにつながる家畜改良を基本とする。
- (2) 消費者ニーズの多様化等需要の動向に対応し、量的な生産性の向上と併せて、品質の向上についても留意する。
- (3) 飼養規模の安定的拡大等経営構造の変化等を踏まえ、群としての能力及び斉一性の向上に重点をおく。
- (4) 受精卵移植等新技術の開発・普及の進展を踏まえ、これらの改良増殖への活用を推進する。

このうち、肉用牛の改良増殖目標策定に当たっての具体的な考え方は以下のとおりである。

近年の牛肉及び肉用牛生産をめぐる情勢は、需要の安定的な増加が見込まれる中で、円高等による内外価格差の拡大、市場開放要請の高まり等厳しさを増

している。このような中で、今後の肉用牛生産の振興を図るに当たっては、生産コストの低減を基本としつつ、需要の増大に対応した生産の拡大を図ることが重要な課題となっており、増体効率を重視した産肉能力の向上及び子牛生産率等繁殖能力の向上を図るとともに、効率的な肥育を推進する必要がある。

また、いわゆる赤身肉志向の強まり等消費者ニーズの多様化の中で、今後は、部分肉歩留が高く、正味の肉量が多く、肉質については脂肪交雑が適度で、肉のシマリ、キメの良いものが良質な牛肉と評価されるものと考えられる。このことは、本年4月に改正された牛枝肉格付規格の改正趣旨とも一致しており、今後は、このような牛肉を安定的に生産することが重要となっている。

このため、今回の改良増殖目標では、新たに肥育牛における目標を設け、肉用牛経済肥育技術定着化事業の実績、各品種の特性、肥育経営の規模拡大の進展等を考慮し、増体速度を重視した短期肥育等効率的な肥育の方向を示している。

繁殖能力については、繁殖経営の生産性向上を図るため、子牛生産率の向上に努めることが重要である。繁殖雌牛個々の生産性を捉えた場合には一年一産をめざした努力が必要であり、従来、分娩間隔を目標として掲げてきた。しかし、飼養規模の拡大を踏まえ、群としての生産性を捉える観点から、今回の目標では、飼養している繁殖雌牛から年間何の子牛を生産したかを示す生産率で示すこととし、現状の84%(分娩間隔14か月)を90%(同13か月)に向上させることを目標として掲げた。また、初産月齢については、現在の肉用牛の発育能力から、14～15か月齢での繁殖供用は十分可能であり、経営面からも初産月齢を早めることが重要なため、25か月齢での初産を目標としている。

体型については、特に体高の大きな過大牛は、維持飼料もそれだけ余分に必要となり、飼養管理上も好ましくないこと、また、過肥は繁殖能力に悪影響を及ぼすことから、過大や過肥を避けることとし、具体的な目標数値については、各登録協会の高等登録牛の発育値等を考慮して設定している。

また、種雄牛の能力については、産肉能力、特に増体能力及び飼料利用性の向上を図ることとし、産肉能力検定成績の全国平均値を、現在の検定牛のうち1日平均増体量が上位50%以上のものの平均値にすることを目標としている。

以上のような能力等の向上を図るため、肉用牛の改良については、計画交配

と産肉能力検定による優良種雄牛の作出とその広域利用を基本とし、さらに近年の情報伝達・分析システムの発達、受精卵移植技術等の開発・普及の進展を踏まえ、これらを活用した雌側からの改良の促進に努めることとし、その改良の推進方向も示している。

飼養頭数については、肉用牛生産拡大の重要性に鑑み、飼養規模の拡大等による繁殖雌牛の増頭に加え、肥育仕向雌牛の一産取り、乳用牛と肉専用種との交雑種雌牛の繁殖利用、受精卵移植技術等を活用した双子生産をも推進することとし、今回の改良増殖目標とほぼ時期を同じくして公表された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（2月16日公表）と整合性をとり380万頭としている。

今後この目標をもとに、県段階では家畜改良増殖計画として具体化されることとなるが、生産性の向上による肉用牛の生産基盤強化のため、国や県はもちろんのこと関係者が一丸となって目標達成をめざし、改良増殖へ取り組むことを念願するものである。特にあか牛は、増体能力、粗飼料利用性等に優れ、低コスト生産が緊急課題となっている現在、時代にマッチした品種でもあり、これらの優れた特性を生かし、更に一層の改良増殖が推進されるよう期待したい。

### 家畜改良増殖目標（抜粋）

## 2 肉用牛

(1) 肉用牛生産の拡大と生産コストの低減に資するため、生産性向上に重点を置いた遺伝的能力の改良の推進と併せて飼養管理の改善を図ることとし、能力等に関する目標を次のとおりとする。

ア 部分肉歩留りの高い良質な牛肉の安定的生産を図るため、品種の特性を考慮しつつ、増体速度を重視した短期肥育等の効率的な肥育に努めるものとする。

### 去勢肥育牛の能力に関する目標数値

	品 種	肥 育 終 了 時		1・日平均 増 体 量
		月 齢	体 重	
現在	黒 毛 和 種	29.0 <sup>ヵ月</sup>	640 kg	0.60 kg
	褐 毛 和 種	23.5	680	0.90
	日 本 短 角 種	20.5	610	0.95

	品 種	肥育終了時		1日平均 増体量
		月 齢	体 重	
現在	ア ン ガ ス 種	19.0 <sup>か月</sup>	530 <sup>kg</sup>	0.95 <sup>kg</sup>
	ヘレフォード種	19.0	530	0.95
	乳 用 種	19.5	650	1.05
目標 (70年度)	黒 毛 和 種	24.0	620	0.80
	褐 毛 和 種	22.0	650	0.95
	日 本 短 角 種	19.0	600	1.00
	ア ン ガ ス 種	19.0	560	1.00
	ヘレフォード種	19.0	560	1.00
	乳 用 種	17.0	680	1.30

イ 繁殖能力及び哺育能力に優れたものとし、一年一産をめざして生産率の向上に努めるものとする。

#### 繁殖能力に関する目標数値(全国平均)

	初産月齢	生産率
現 在	26	84
目標(70年度)	25	90

注：生産率は、年間の子牛生産頭数を成雌牛平均飼養頭数で除したものである。

ウ 体型については、体積の増大に努めることとするが、過大や過肥は避け、飼養管理の容易なものにする。

#### 体型に関する目標数値(全国平均)

	品 種	体 高	胸 囲	かん幅	体 重
現 在	黒 毛 和 種	127 <sup>cm</sup>	186 <sup>cm</sup>	46 <sup>cm</sup>	480 <sup>kg</sup>
	褐 毛 和 種	130	188	48	520
	日 本 短 角 種	131	198	50	540
	ア ン ガ ス 種	122	196	48	560
	ヘレフォード種	124	199	49	570
目 標 (70年度)	黒 毛 和 種	129	198	50	530
	褐 毛 和 種	132	200	50	600

	品 種	体 高	胸 囲	かん幅	体 重
目 標 (70年度)	日本短角種	132	204	52	610
	アングス種	126	203	49	590
	ヘレフォード種	128	206	51	620

注：1) 数値は、成熟時の雌のものである。

2) 体重は、適度な栄養状態にある牛のものである。ただし、分娩前後を除く。

3) 高知系の褐毛和種及び無角和種については、黒毛和種に準ずる。

エ 強健で粗飼料利用性及び放牧適性の高いものにする。

オ 計画交配と産肉能力検定の推進により、産肉能力、特に増体能力及び飼料利用性の優れた種雄牛の作出に努めるものとする。

### 種雄牛の能力に関する目標数値(全国平均)

#### (間接検定)

	品 種	1 日 平 均 増 体 量	1 kg増体当 たりTDN量
現 在	黒毛和種	0.85 kg	6.8 kg
	褐毛和種	0.95	7.2
	日本短角種	1.02	6.7
目 標 (70年度)	黒毛和種	0.90	6.6
	褐毛和種	1.00	6.8
	日本短角種	1.05	6.5

#### (直接検定)

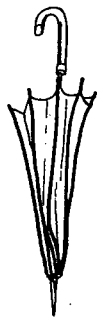
	品 種	1 日 平 均 増 体 量	1 kg増体当 たりTDN量	3 6 5 日 齢 補 正 体 重
現 在	アングス種	1.40 kg	5.0 kg	470 kg
	ヘレフォード種	1.45	4.7	470
目 標 (70年度)	アングス種	1.55	4.6	490
	ヘレフォード種	1.60	4.3	490

カ 繁殖成績、肥育成績等の能力情報に基づく改良基礎雌牛群の整備、受精卵移植技術等を活用した優良種雄牛の生産と優良雌牛の増殖等を推進し、雌側からの改良の促進に努めるものとする。

キ 検定済種雄牛の広域利用と雌牛群の整備を推進し、能力及びその斉一性の向上を図るものとする。



(2) 繁殖雌牛の増頭を基本に、肥育仕向雌牛の一産取り、乳用牛と肉専用種との交雑種雌牛の組織的な繁殖利用等をも推進することとし、総頭数は380万頭とする。



# 褐毛和種の繁殖実態調査

熊本県畜産試験場

緒方喜代子・後藤孝一・恒松正明（現 畜産課）

## 1. 目的

肉用牛の繁殖経営では毎年いかにして子牛を生産するかということが経営上の最も重要な課題であり、そのためには受胎率を含めた繁殖成績の向上対策が必要である。そこで肉用牛繁殖農家の繁殖実態を把握し、問題点の抽出をはかるとともに生産性向上のための諸対策を講ずるため本調査を実施した。

## 2. 調査方法

調査期間	S57. 4. 1～S58. 3. 31	1年間
調査地区	南阿蘇、東肥、菊池、鹿本、下益城、矢部	6地区
調査員数	各地区人工授精師 2名	12名
調査項目	受胎率（季節別、飼養階層別、年齢別、地区別） 分娩後初種付及び受胎までの日数初種付月令、種付回数、分娩間隔	

調査期間はS57. 4. 1からS58. 3. 31までの1年間、調査地区は南阿蘇、東肥、菊池、鹿本、上益城、矢部の6地区、調査員数は、各地区人工授精師2名、計12名、調査項目は受胎率（飼養階層別、年齢別、地区別、季節別）、分娩後初授精及び受胎までの日数、初授精月令、授精回数、分娩間隔について調査した。

## 3. 調査成績

1) 調査6地区の1,492戸に飼養されている肉用繁殖雌牛2,245頭について調査を実施した。

2) 未経産牛の繁殖実態……………図- 1

未経産牛の改良目標の初産月令26ヵ月以内を基準として初回授精及び受胎状況をみると、66.7%に人工授精が実施され(生後16ヶ月令)50.2%の受胎率であった。

初回授精月令の平均は16.0ヵ月、受胎は16.8ヵ月で、改良目標に比較すると若干おくれ気味であった。受胎に要する授精回数は1.5回であった。

3) 経産牛の繁殖実態……………図- 2

1年1産を目標として分娩後80~90日までを基準として授精と受胎についてみると74%が授精を行い、51%が受胎している。分娩後受胎までの平均日数は118日で受胎に要する授精回数は1.6回であった。

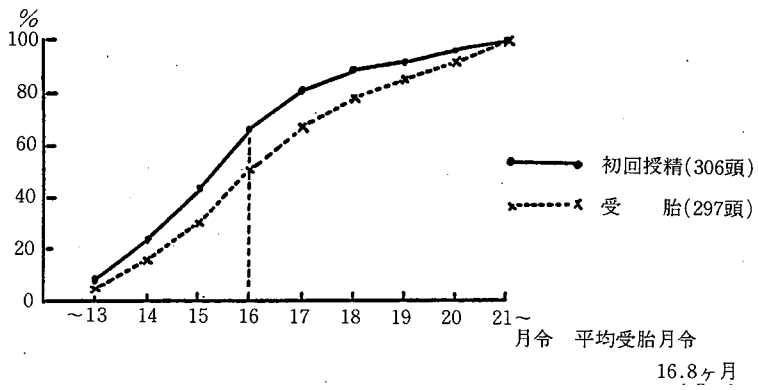


図- 1 未経産牛の繁殖実態(累計)

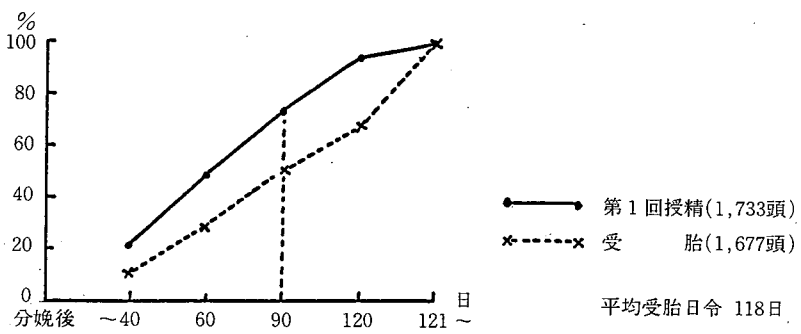


図- 2 経産牛の繁殖実態(累計)

4) 授精回数別受胎状況 (全頭数)

全体的にみても1回目で56%、2回目まで84%、3回目まで94%の受胎率であった。

① 地区別……………図-3

種付回数ごとにみると各地区に若干の差がみられた。また山間地では冬場、平坦地では初秋に受胎率が低くなる傾向がみられる。

② 飼養階層別……………図-4

全体的に大きな差はみられないが、1回種付についてみると、1~2頭飼の規模が小さい農家ほど低い受胎率であったが、10頭規模以上になると再び受胎率がやや低下する傾向がみられた。

③ 年令別……………図-5

年令別では1回目で受胎した牛は未経産の63%から10才以上の51%と各産歴間にバラツキがあるが、2回目では各産歴間とも82%以上の受胎率を示し、中でも未経産が88%と他より若干好成績であった。

④ 季節別……………図-6

今回の調査結果では、4~6月が、1~2回種付では若干低い結果であった。

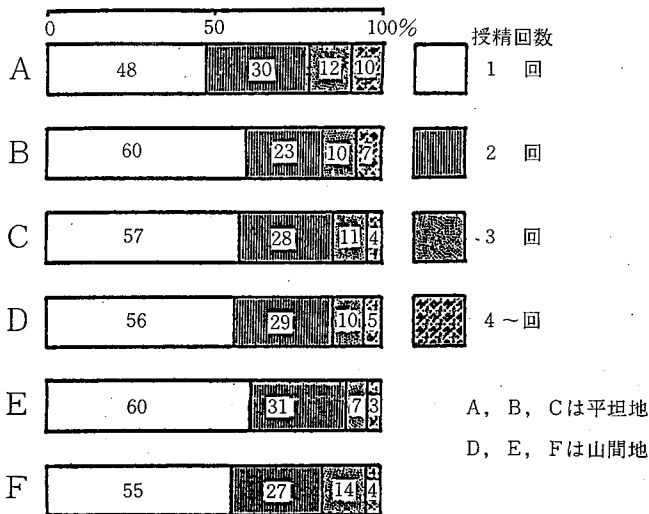


図-3 地区別受胎状況

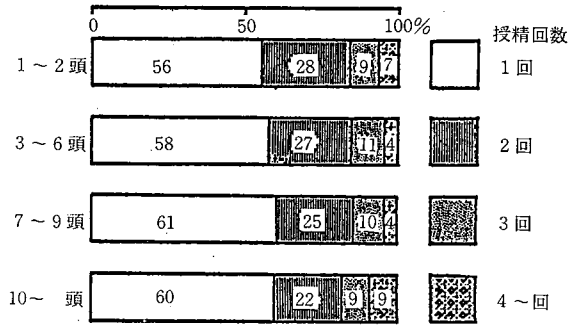


図-4 飼養頭数別受胎状況

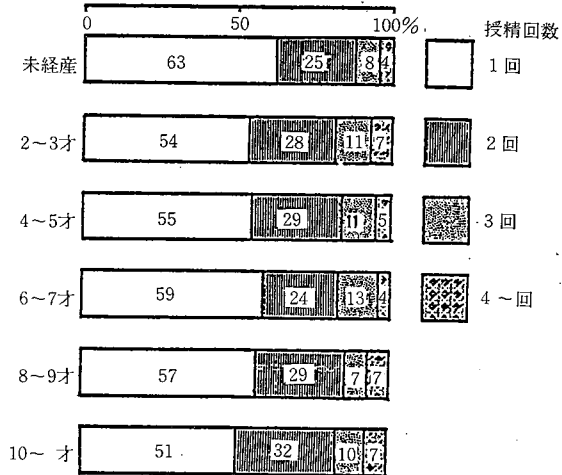


図-5 年齢別受胎状況

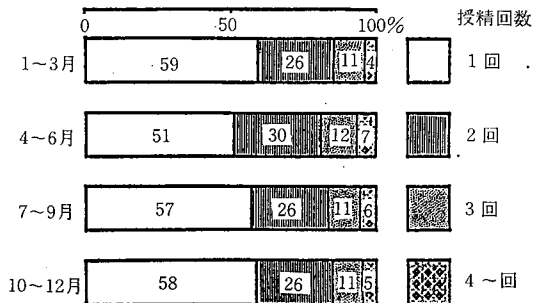


図-6 季節別受胎状況

5) 分娩間隔………図-7

57年度に分娩した牛の前回との分娩間隔を改良目標の13ヵ月以内を基準としてみると61%が13ヵ月以内の分娩間隔で、平均は13.3ヵ月であったが、地区別にみるとかなりの差がみられた。

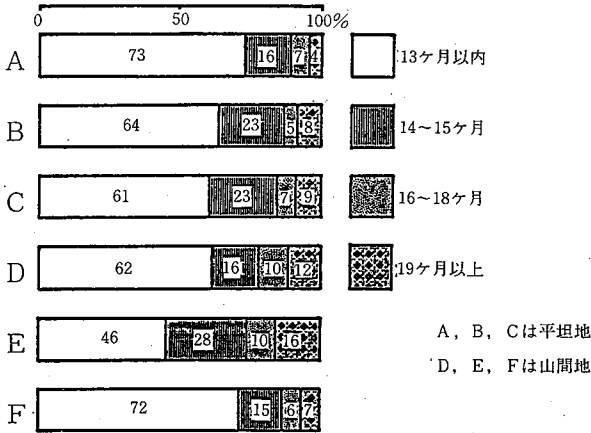


図-7 地区別分娩間隔

#### 4. 考 察

今回の調査結果から

地域差及び飼養階層別ならびに年令別に差がみられたことから改善策として次の点に留意する必要があると考えられる。

- ① 粗飼料の計画生産と給与計画
- ② 産前、産後の栄養管理
- ③ 運動の励行
- ④ 発情の確認及び適期種付
- ⑤ 疾病の早期発見早期治療

また、今回は第一段階として地域別に人工授精師2名について調査実施したので、地域が限定された傾向にあるため今後調査対象を拡大し更に濃密調査を行う計画である。

最後に今回の調査にあたり、ご多忙中、協力をいただいた各畜協、各人工授精師の皆様に厚くお礼申し上げます。

# 支 部 だ よ り

(第11回対馬和牛共進会 体験発表会より)

対馬支部 野 口 弥 市 (現:長崎県畜産試験場)

対馬は、全島的にあか牛を飼育しているところとしては、長崎県下で唯一の島である。

歴史をみると昭和39年度に長崎県有寒地等導入事業によって熊本からセット導入が始まった。登録制度は生まれては消え、生まれては消えていたが昭和41年度に日本あか牛登録協会対馬支部として承認発足して以来、現在まで続いている。

また、対馬総町村主催による家畜共進会も昭和44年の第1回に始まり、昭和47年の第4回までは毎年、昭和50年の第5回からは隔年に1回実施してきている。

ところが、近年あか牛飼養頭数の減少が進み、何とか打開策をとの考えから共進会のない年には農家代表による体験発表や講師を招いての講習会等を行う“畜産振興大会”を実施することになった。昭和61年度に第1回対馬畜産振興生産者大会を開催したところ、この体験発表がたいへん好評であったため、共進会の年にもこの方式を採用しようということになった。

昭和62年10月8日の第11回対馬和牛共進会でも2名の発表がおこなわれた。以下はその中の1名の発表をほぼ原文のまま掲載したものである。

私は10年前の10月6日にスズメバチに頭を数ヵ所刺され、2日間生死の間をさまよっていた程でした。

その時1番下の子供は5ヵ月になっていませんでした。4人の子供をかかえの男所帯。当時のことを思うと今でも主人には頭の下がる思いです。

その後は、九大病院へ痛み止めの薬を取りに行く生活でした。

このままではいけない。何とかしなければいけないと気がついた時には、2

年間の月日が過ぎていました。

何か生きものを飼おう!! 漠然とそんな気持ちが湧いていきました。その頃牛には税金がかからないらしいと誰かに聞いたことがありました。本気で牛を飼いたいと考えると即行動に移りました。

主人を始め、親兄弟、親戚の反対する中、役場へ農協へと足を運びました。知った人も信用もありません。それでも54年11月10日にやっとの思いで自分の牛を持つことができました。

身体は後遺症の発作が時々起こりましたが、私は牛に夢中になっていました。夫婦喧嘩をしたときも牛が慰めてくれました。

車の助手席に子供を乗せて草刈りに行く毎日でしたが、そのうちに身体の方もだんだん丈夫になり、牛1頭では物足りなくなりました。欲がでたのです。

5年目位には年間100万円の売り上げになるように目標を立てて頑張りました。5年目の59年3月市場で48万円、7月市場23万6千円、11月市場28万円合計96万6千円。目標にはわずかに達しませんでした。私は自分の身体を取り戻していました。

子牛価格の低迷が続き、安い安いといわれてくる中に返済も終わり、牛も増えました。5年間毎日ポリ容器で水を運んだ牛舎に水道を引き、電気も取り付けるまでになりました。これには、関係機関の皆様のご協力により、畜産振興資金を利用させていただきました。

昭和60年の総売り上げ96万円、61年度214万円、この時の飼料代は32万8千円でした。

この会場に集まっている皆さんがそうであるように、私も牛飼いだけしている訳ではありません。食べる位の米と、少しの椎茸を栽培しています。

大きな失敗をすることもなく、お金になる農業を知った私は有頂天になっていました。そんな私を戒めるかのように去る6月30日の朝、生まれて1ヵ月半になる子牛を残して、親牛がポックリと死んでいたのです。

その子牛を見ていると、かつて「牛が病気やけがをすることは、自分の飼養管理の悪さを証明する様なものだ」と教えて下さった阿比留所長さんの言葉が、痛い程胸に突き刺りました。自分は牛を飼う資格がないと思い牛飼いをやめることを考え始めていました。



仕事も手につかず、やる気をなくしていたところへ台風5号の上陸によってクズの葉を吹きちぎり、追打ちをかけるかのように台風12号が…………。

自分の牛舎の被害はたいしたことはありませんでしたが、実家の牛舎の被害は、それは無残なものでした。崩れた樹木の間に立っている牛達をみた時、自分の考えが甘かったことに気がつきました。やるしかない！そんな思いが涙と一緒にこみ上げてきました。

私の家の家族は、親牛が4頭、子牛が3頭の計7頭です。人間の家族も7人です。私の肩は、細くか弱い肩ではありませんが、人間と7人と牛7頭の大家族がこの肩にかかっています。

今後は大きいことをしようとは思っておりません。自分の身体と、草と、経営とをみつめながら、いつまでも生き残れる牛飼いをやっていこうと考えています。

今、家畜保健衛生所の整備計画で上県町駐在の存続が危ぶまれるとお聞きしております。私達生産者にとって大変深刻な問題であります。各町の畜産部会を通じた署名運動とともに繁殖牛を減らさず、1頭でも多く飼うことが私達生産者にできる最大の防御ではないでしょうか。

全島の牛飼いの皆さん頑張りましょう。

最後になりましたが、関係機関の諸先生方には日頃より大変お世話になりありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げますとともに、今後一層のご指導、ご助言を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

昭和62年10月8日

小森夫三枝



# ◎ あか牛子牛市況

(62年10月～)

県別	開催年月日	市場名	性別	頭数	最高価格	最低価格	平均価格	平均体重
北海道	62 10. 14 15	道南家畜市場	めす	162	460,000	277,000	356,000	246
			おす	26	380,000	277,000	328,500	227
去勢			237	491,000	231,000	377,800	266	
北海道	62 11. 17 18	同上	めす	137	345,000	199,000	280,900	206
			おす	13	311,000	222,000	274,700	212
去勢			103	400,000	201,000	306,000	222	
秋田	62 10. 22	山本	めす	49	524,000	320,000	422,306	312
			去勢	43	523,000	299,000	444,535	335
	10. 23	阿仁合	めす	22	506,000	200,000	347,455	251
			おす	25	431,000	200,000	328,880	217
			去勢	21	500,000	372,000	442,000	330
	10. 24	前田	めす	27	470,000	100,000	365,037	265
			おす	9	363,000	305,000	338,111	211
			去勢	13	485,000	419,000	447,077	329
	10. 25	北秋田	めす	59	719,000	349,000	445,203	319
			去勢	67	565,000	292,000	462,821	341
	12. 13	山本	めす	37	474,000	330,000	390,216	295
			去勢	51	520,000	300,000	436,196	317
10. 14	阿仁合	めす	8	451,000	250,000	349,125	255	
		おす	1	380,000		270		
		去勢	9	406,000	355,000	376,222	266	
10. 15	北秋田	めす	60	601,000	309,000	412,833	305	
		おす	1	373,000		315		
		去勢	61	533,000	316,000	462,213	322	
63 2. 24	山本	めす	30	485,000	308,000	395,133	310	
		去勢	30	497,000	360,000	446,000	335	
2. 25	北秋田	めす	59	545,000	277,000	431,559	318	
		おす	1	310,000		240		
		去勢	72	569,000	332,000	468,972	351	
4. 22	阿仁合	めす	19	500,000	300,000	391,842	321	
		去勢	11	485,000	417,000	457,364	360	
4. 23	北秋田	めす	109	707,000	204,000	405,450	326	
		去勢	89	529,000	184,000	437,067	340	
4. 25	山本	めす	50	603,000	353,000	405,300	330	
		去勢	65	492,000	301,000	421,227	348	
6. 14	山本	めす	50	620,000	336,000	405,840	315	
		去勢	51	506,000	330,000	437,196	340	

	6. 23	北秋田	めす 去勢	57 57	639,000 512,000	291,000 304,000	383,053 442,053	325 346
長 崎 県	62 11. 12	島原	めす 去勢	63 76	537,000 581,000	300,000 326,000	404,333 454,394	294 330
	63 2. 12	島原	めす おす 去勢	76 1 79	539,000 421,000 527,000	251,000 233,000	363,802 403,367	307 375 343
	3. 6	対馬	めす おす 去勢	81 2 92	413,000 402,000 522,000	213,000 332,000 295,000	330,037 367,000 388,586	297 322 351
	5. 12	島原	めす 去勢	51 88	527,000 556,000	217,000 307,000	383,764 418,227	321 352
	10. 4 5 6	南阿蘇	めす おす 去勢	397 3 487	1,026,000 555,000 542,000	257,000 393,000 117,000	387,884 483,667 434,943	292 332 302
熊 本 県	10. 9	小国	めす おす 去勢	90 1 126	518,000 519,000 503,000	273,000 322,000	369,366 431,277	282 278 299
	10. 17 18	球磨	めす おす 去勢	429 1 454	1,324,000 338,000 518,000	216,000 249,000	391,214 418,822	297 311 311
	11. 17 19	阿蘇	めす おす 去勢	421 1 522	860,000 344,000 548,000	302,000 303,000	392,615 439,546	301 317 317
	11. 20 21	矢部	めす 去勢	241 284	572,000 472,000	252,000 215,000	358,643 403,144	287 298
	11. 24	大津	めす おす 去勢	115 2 136	600,000 530,000 481,000	181,000 480,000 166,000	371,078 505,000 419,096	284 300 306
熊 本 県	11. 25 26	山鹿	めす 去勢	187 186	700,000 533,000	262,000 300,000	389,663 435,715	296 318
	11. 27 28	菊池	めす おす 去勢	244 2 245	840,000 530,000 511,000	289,000 500,000 251,000	413,705 515,000 423,669	294 290 312
	12. 2	上益城	めす おす 去勢	44 1 47	401,000 359,000 467,000	206,000 359,000 263,000	337,863 359,000 393,446	308 320 328
	12. 3	下益城	めす おす 去勢	132 1 138	900,000 550,000 477,000	240,000 252,000	360,098 401,609	290 280 310
	12. 4 5 6	南阿蘇	めす おす 去勢	430 3 519	1,007,000 557,000 523,000	249,000 296,000 225,000	359,084 405,667 402,628	288 325 298

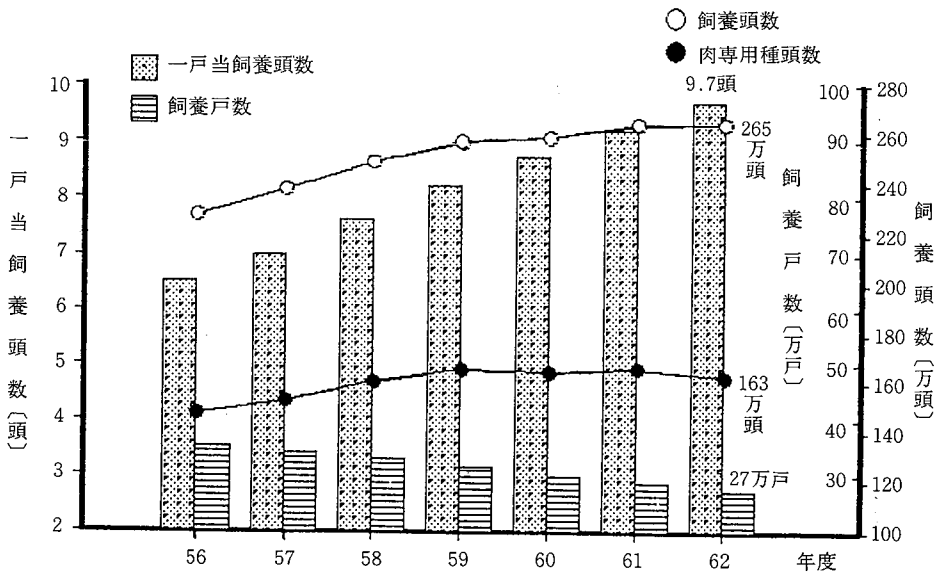
熊                 本                 県	12. 9	小 国	めす 去勢	82 123	489,000 483,000	220,000 193,000	309,719 366,682	223 281
	63 1~ 19	阿 蘇	めす おす 去勢	350 2 404	512,000 514,000 536,000	250,000 454,000 269,000	347,108 484,000 409,240	302 407 319
	63 2. 5 6	南阿蘇	めす おす 去勢	377 5 427	1,028,000 603,000 507,000	225,000 160,000 226,000	361,308 399,600 407,745	288 288 297
	2. 9	小 国	めす おす 去勢	91 1 96	454,000 455,000 520,000	253,000 282,000	335,890 394,947	273 280 293
	2. 5 18	球 磨	めす おす 去勢	422 1 502	607,000 339,000 483,000	153,000 250,000	350,038 392,110	299 290 316
	20 5 21	矢 部	めす おす 去勢	276 3 372	943,000 520,000 465,000	223,000 335,000 225,000	339,801 451,662 380,000	300 310
	2. 22 23	菊 池	めす 去勢	261 245	911,000 490,000	246,000 240,000	362,182 403,490	289 311
	2. 24	大 津	めす おす 去勢	127 1 161	740,000 500,000 470,000	220,000 271,000	357,780 408,056	281 277 312
	25 5 26	山 鹿	めす おす 去勢	204 6 176	1,000,000 500,000 500,000	106,000 356,000 286,000	370,485 444,000 414,198	293 319 317
	3. 2	上益城	めす 去勢	37 56	378,000 463,000	252,000 318,000	331,081 385,910	293 320
	3. 3	下益城	めす おす 去勢	148 1 140	830,000 368,000 475,000	233,000 227,000	372,399 406,736	290 308 313
	3. 5 19	阿 蘇	めす おす 去勢	362 6 465	764,000 531,000 527,000	200,000 343,000 287,000	371,508 474,000 409,626	299 354 321
	4 5 6	南阿蘇	めす おす 去勢	427 2 485	666,000 351,000 501,000	225,000 307,000 124,000	338,002 329,000 411,837	295 292 306
	4. 9	小 国	めす おす 去勢	96 2 2	459,000 301,000 473,000	203,000 289,000 243,000	334,104 295,000 395,793	277 225 297
	4. 5 18	球 磨	めす おす 去勢	515 1 584	770,000 770,000 484,000	275,000 201,000	353,493 411,182	305 353 325

熊	17 5. } 19 21	阿 蘇	めす おす 去勢	407 4 532	603,000 605,000 532,000	217,000 508,000 293,000	363,415 541,250 430,781	303 369 327
	20 5. } 21	矢 部	めす おす 去勢	320 2 361	633,000 500,000 480,000	158,000 306,000 200,000	366,000 403,000 420,623	299 301 312
	22 5. } 23	菊 池	めす おす 去勢	205 3 273	760,000 520,000 511,000	200,000 500,000 315,000	395,971 513,333 419,714	303 311 321
	5. 24	大 津	めす おす 去勢	118 2 125	810,000 500,000 481,000	220,000 500,000 190,000	363,915 500,000 421,152	289 262 313
	25 5. } 26	山 鹿	めす 去勢	169 214	680,000 500,000	300,000 310,000	379,633 426,920	300 324
	6. 2	上益城	めす 去勢	65 50	456,000 465,000	287,000 350,000	351,292 411,720	287 311
	6. 3	下益城	めす おす 去勢	140 1 137	790,000 500,000 500,000	302,000 350,000	374,400 431,095	297 327
	4 6. } 6	南阿蘇	めす おす 去勢	467 3 573	896,000 460,000 498,000	149,000 364,000 248,000	382,792 408,000 426,204	298 310 313
	6. 9	小 国	めす おす 去勢	91 2 130	482,000 461,000 512,000	228,000 378,000 316,000	361,494 419,500 408,438	275 262 300
	17 6. } 18	球 磨	めす おす 去勢	499 3 492	690,000 502,000 481,000	259,000 323,000 244,000	375,527 431,667 415,825	305 336 326
本          県								

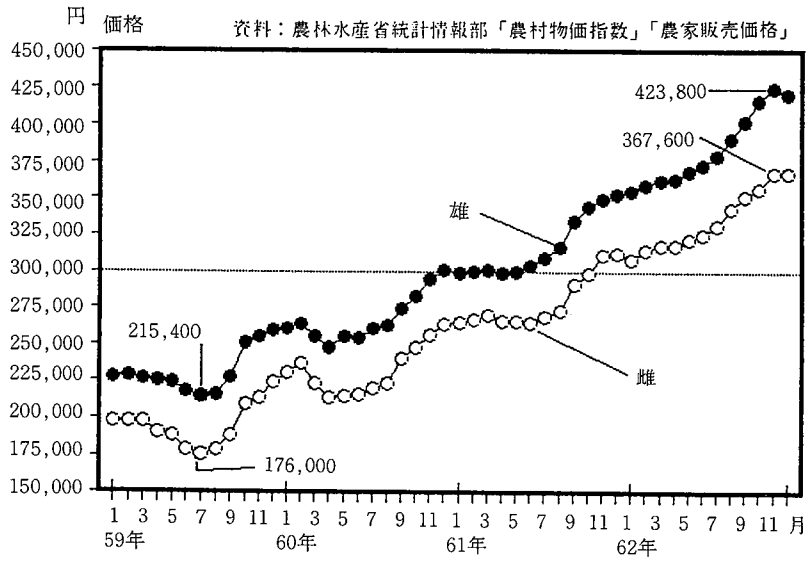




# 肉用牛飼養戸数・頭数の推移



# 国内子牛価格の推移



第 60 号

昭和 63 年 7 月 20 日 印刷

昭和 63 年 7 月 31 日 発行

編 集 川 崎 広 通

発 行 所 日本あか牛登録協会

熊本市草葉町 1 - 21

畜産会館内

振替 熊本1510

T E L (096) 356 - 7597

F A X (096) 356 - 7599

〒860

印 刷 者

村 嶋 農 志 郎

印 刷 所

村 島 印 刷

熊本市小山町 4 2 3

T E L (380) 7 0 9 5

〒861-22